

キャッシュレス決済・POS レジ導入業務 仕様書

1 目的

市役所窓口で POS レジシステム及びキャッシュレス決済端末(以下、総称して「本システム」という。)を導入し、手数料等の収納業務を迅速化・正確化するとともに、多様な支払手段に対応することで、市民の利便性向上を図ることを目的とする。

2 業務概要(調達範囲)

受注者は、次に掲げる一切を実施すること。

- ・ POS レジシステム一式の提供 (POS 端末、キャッシュドローア、周辺機器、必要ソフトウェア、ライセンス等)
- ・ キャッシュレス決済端末一式の提供 (決済端末、必要ソフトウェア、ライセンス等)
- ・ 搬入、設置、設定、動作確認 (必要な初期設定を含む)
- ・ 操作マニュアル (紙及び電子) の提供
- ・ 職員向け操作研修の実施 (現地研修)
- ・ 運用保守 (第 11 章)
- ・ キャッシュレス決済に係る加盟店契約の手続支援
- ・ 地方自治法第 231 条の 2 の 3 に基づく指定納付受託業務 (決済代行会社による収納代行)

3 履行場所・数量

No.	履行場所	対象窓口	POS レジ	キャッシュレス決済端末
1	本庁舎 (宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6)	市民課	1 式	1 式
2	同上	税務課	1 式	1 式
3	一宮市民局 (宍粟市一宮町安積 1347 番地 3)	まちづくり推進課	1 式	1 式
4	波賀市民局 (宍粟市波賀町上野 257 番地)	まちづくり推進課	1 式	1 式
5	千種市民局 (宍粟市千種町千草 168 番地)	まちづくり推進課	1 式	1 式
	合計		5 セット	5 セット

4 履行期間・サービス開始時期

(1) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(履行期間内に、搬入、設置、設定、研修、動作確認、検査を完了すること。)

(2) サービス開始時期

区分	サービス開始	備考
POS レジシステム	令和 8 年 11 月 1 日	—
キャッシュレス決済端末	令和 8 年 11 月 1 日	加盟店審査等により 11 月に間に合わない場合は、令和 9 年 1 月 1 日開始とする。

(3) 受注者は、キャッシュレス決済端末のサービス開始時期の見通しを、契約締結後速やかに発注者に報告すること。

(4) 受注者は、履行期間内に窓口運用に支障がないよう、機器整備・設定等を計画的に行うこと (詳細工程は受注者が提示し、発注者と調整のうえ確定する)。

5 システム要件（機能要件）

(1) 会計処理（基本）

- ア 取扱品目（手数料等）を登録し、会計処理ができること。
- イ 取引ごとに、少なくとも次の情報を記録できること。
 - ① 取引日時
 - ② 取扱品目名（または品目コード）
 - ③ 金額
 - ④ 支払手段区分（現金／クレジットカード／電子マネー／QRコード決済 等）
 - ⑤ 取引識別情報（レシート番号等）
 - ⑥ 操作者識別（担当者 ID 等。方式は問わないが運用上識別可能であること）
- ウ 取消・返品等、窓口運用上必要となる処理ができること（可否・制約は明記すること）。

(2) 集計・締め処理

- ア 取扱品目別、支払手段別等の集計ができること。
- イ 日次等の締め処理（精算相当）及び開庁時間中の点検（仮精算相当）ができること。
- ウ 取引記録及び集計結果を、Microsoft Office (Excel 等) がインストールされた Windows PC で操作・閲覧できる形式で出力できること（期間指定・検索が可能であること）。
- エ データ保存期間に制限がある場合は、その内容と代替策（エクスポート運用等）を明記すること。

(3) 売上データの日次抽出・移送

本市では、POS レジシステムから毎日売上データを抽出し、本市の LGWAN 環境のパソコンへ移送する運用を想定している。各施設間でデータを共有する必要がないため、POS レジシステムはオンライン環境である必要はない。本件は本業務における重要項目であるため、以下の要件を必ず満たすこと。

- ア POS レジシステムから、日次で売上データを抽出できること（Microsoft Office (Excel 等) がインストールされた Windows PC で操作・閲覧できる形式であること）。
- イ 抽出したデータを、本市の LGWAN 環境のパソコンへ移送できる手段を提示すること。
- ウ 移送手段は、POS レジシステムの構成（オフライン／オンライン）に応じて、以下のいずれかを想定する。
 - ① POS レジがオフライン構成の場合：USB メモリ等の外部記憶媒体による移送
 - ② POS レジがオンライン構成の場合：インターネット上のサーバー等からダウンロードして移送
- エ 提案書には、上記を踏まえた具体的な売上データの抽出・移送方法（手順、所要時間、必要機器、セキュリティ上の配慮等）を必ず記載すること。
- オ 移送時のデータ形式（Microsoft Office (Excel 等) がインストールされた Windows PC で操作・閲覧できる形式であること）、ファイル名の命名規則、ウイルスチェック等の運用上の留意事項についても提案書に記載すること。

(4) 表示・操作性

- ア 職員がタッチ操作等で会計処理を行えること。
- イ 職員側画面で、取扱品目名、支払額、支払手段等を視認できること。
- ウ 利用者向け表示を備える構成とする場合は、利用者が支払額等を視認できること。
※利用者向け表示の有無は提案により可とするが、住民対応に支障がないこと。

(5) レシート・帳票

- ア レシート（領収書相当を含む）の印字ができること。
- イ 支払手段に応じて、住民が誤認しない表記ができること。
- ウ インボイス制度に対応した記載が可能であること（必要項目の設定・印字ができること）。

(6) キャッシュレス決済端末との連携

- ア POS レジシステムとキャッシュレス決済端末は連携して運用することを前提とする。
- イ 連携により、少なくとも次が可能であること（可否を明記すること）。
 - ① POS からキャッシュレス決済端末への金額連携
 - ② 決済結果（成功/失敗）の POS への反映
- ウ 連携方式（概要、必要機器/ソフト、制約事項）を提案書に明記すること。

(7) キャッシュレス決済要件

- ア キャッシュレス決済端末は、以下の決済手段に対応すること。

- ① クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB。その他対応ブランドがあれば明記すること。）
 - ② 電子マネー（交通系 IC、iD、QUICPay 等。対応する電子マネーの種類を明記すること。）
 - ③ QR/バーコード決済（PayPay、d 払い、au PAY、楽天ペイ等。対応するサービスを明記すること。）
- イ 対応する決済手段は、提案書に一覧で明記すること。
- ウ 将来的に新たな決済手段が普及した場合に、追加対応が可能な構成であること。
- (8) 決済代金の入金方式
- ア キャッシュレス決済に係る決済代金の入金は、決済手数料が差し引かれていない金額（総額）が本市指定口座に振り込まれ、決済手数料は別途本市が支払う方式とすること。
- イ 上記方式に対応できない決済手段がある場合は、その決済手段名及び代替の入金方式を提案書に明記すること。
- ウ 入金サイクル（振込頻度・締め日等）を提案書に明記すること。
- (9) 加盟店契約
- ア 受注者は、キャッシュレス決済に必要な加盟店契約の手続について、発注者を支援すること。
- イ 加盟店審査に要する期間の見通しを、契約締結後速やかに発注者に報告すること。
- (10) 決済手数料の料率
- ア 受注者は、キャッシュレス決済に係る決済手数料の料率を、決済手段ごとに一覧化した資料を見積書と併せて提出すること。
- イ 料率の算定根拠、適用条件、改定がある場合の条件等が分かる記載とすること。
- (11) eLTAX（エルタックス）関連の対応
- eLTAX に係る納付書等で用いられるバーコード等の読み取りについて、将来的な対応拡張が可能であること。
- ※対応可否及び拡張に要する条件を明記すること。
- (12) 地方税統一 QR コード（eL-QR）関連の対応
- 地方税統一 QR コード（eL-QR）が印字された納付書の読み取りについて、将来的な対応拡張が可能であること。
- ※対応可否及び拡張に要する条件を明記すること。
- (13) 新紙幣・新硬貨への対応
- 今後新紙幣または新硬貨が発行された場合、柔軟に対応できること。
- ※対応に費用が発生する場合は別途協議とする。

6 機器要件

- (1) POS 端末
- ア POS 端末はタッチパネル方式等により操作できること。
- イ 性能は以下を満たすこと（同等以上可）。
- ① 画面サイズ：15 インチ程度以上
 - ② メモリ：4GB 以上
 - ③ ストレージ：SSD 128GB 以上
- ウ テンキー入力は、タッチ式テンキーまたは独立テンキーにより行えること。
- エ OS は導入時点でメーカーがサポートする OS であること。サポート期限（OS 及び提供ベンダーの保守方針）を、契約締結後に発注者へ提示すること。
- (2) キャッシュドロー（自動釣銭機は導入しない）
- ア 現金収納はキャッシュドローにより行うこと。
- イ POS と連動してドロー開閉が可能であること（会計連動開閉、任意開放の双方が可能であること）。
- ウ 釣銭準備金、締め処理により現金過不足の把握ができること。
- エ 鍵による施錠が可能であること（鍵の本数・管理方法を明記すること）。
- (3) キャッシュレス決済端末
- ア 窓口カウンター上に設置可能な大きさであること。
- イ クレジットカード（IC チップ、タッチ決済）、電子マネー（非接触 IC）、QR/バーコード決済の読み取りに対応すること。
- ウ レシート（利用控え）の印字が可能であること。端末内蔵プリンタまたは POS レジ側プリンタとの連携による印字のいずれでも可とする。

エ 通信障害等により決済処理が行えない場合の代替運用（現金対応への切替等）について、運用方法を提案すること。

(4) 周辺機器

ア レシートプリンタ（サーマル方式等）を備え、POS と連携して印字できること。

イ バーコードリーダーを備え、POS と連携して読み取りできること。

※第5(11)の eLTAX 及び第5(12)の eL-QR への将来的な拡張に対応できる構成であること。

7 セキュリティ要件

(1) アクセス制御

ア POS レジシステムへのログインは、ID・パスワード等による認証を行うこと。

イ 操作者ごとに権限設定（管理者/一般操作者等）が可能であること。

ウ 一定時間操作がない場合の自動ロック等、不正操作を防止する機能を有すること。

(2) ログ管理

ア 操作ログ（ログイン/ログアウト、取引処理、設定変更等）を記録し、一定期間保存できること。

イ ログの参照・出力が可能であること。

(3) ウイルス対策・OS セキュリティ

ア OS のセキュリティ更新（パッチ適用等）の方針・手順を、契約締結後に提示すること。

イ ウイルス対策ソフトの導入の要否及び対応方針を、契約締結後に明記すること。

(4) 通信・データの保護

ア 本システムが外部（クラウド、決済ネットワーク等）と通信を行う場合は、通信経路の暗号化（SSL/TLS 等）を行うこと。

イ 取引データ等の保存にあたり、適切な保護措置を講じること。

ウ キャッシュレス決済端末は、PCI DSS 等のカード業界セキュリティ基準に準拠していること。

(5) データバックアップ

ア 取引データ、設定情報等のバックアップ方法（頻度、媒体、保管場所、復旧手順）を提示すること。

イ 障害発生時にデータ復旧が可能な体制を整えること。

8 設置・環境要件

(1) 原則として既存カウンター上に設置できること（奥行き 59cm 以内）。やむを得ず架台等を用いる場合は、転倒・転落防止及び盗難防止の措置を講じること。

(2) 設置前に現地確認を行い、窓口ごとの寸法・動線・職員要望等を踏まえ、設置方法を提案すること。

(3) 必要電源容量を事前に提示すること。

(4) ネットワーク接続条件は以下のとおりとする。

ア POS レジ及びキャッシュレス決済端末のうち、インターネット接続を必要とする機器は、本施設の WEB 会議用ネットワークスイッチのポートに有線 LAN 接続する。インターネット接続を必要としない機器については、ネットワークに接続しないものとする。

イ 当該ポートは VLAN (untag) 設定済みであり、本設定は変更できない。

ウ POS レジの接続構成において専用ルーター等のネットワーク機器を設置する場合は、以下の要件を全て満たすこと。

① 既存の VLAN 設定を透過し、ネットワークの分割・変換を行わないこと

② 既存ネットワーク環境に影響を与えないこと

③ DHCP サーバー機能等、ネットワーク上で競合する機能を無効化できること

④ 無線 LAN (Wi-Fi) 機能を利用する場合は、対象機器以外が接続できないよう、MAC アドレス認証等の接続制限措置を講じること

エ 前項の要件を満たせない場合は、専用ルーターを使用しない構成とすること。

オ 接続構成（ネットワーク構成図）を事前に提出し、発注者の承認を得ること。

9 マニュアル・研修

(1) POS レジシステム及びキャッシュレス決済端末の操作方法、締め処理、取消処理、トラブル時の基本対応、日常点検等を含むマニュアルを提供すること。

(2) 納品後、全 5 窓口において現地研修を実施すること。

※各窓口の研修日程・時間・対象人数は発注者と協議のうえ決定する。

10 成果物

全ての成果物は、紙及び電子の両方で提出すること。ただし、紙の部数は以下のとおりとする。

No.	成果物	紙の部数	電子
1	POS レジシステム一式×5 セット	—	—
2	キャッシュレス決済端末一式×5 セット	—	—
3	操作マニュアル (POS レジ及びキャッシュレス決済端末)	5 部	要
4	設定情報・手順書 (バックアップ/復旧の考え方を含む)	1 部	要

※電子データの提供媒体 (DVD、クラウド等) は発注者と協議のうえ決定する。

11 運用保守・サポート要件

(1) サポート対応時間

操作方法、運用上のトラブルについて、平日 8:30-17:15 の問い合わせ対応が可能であること。

※平日とは、原則として土日祝日及び年末年始を除く開庁日をいう。

(2) 障害対応

ア 障害連絡後、速やかに原因切り分けに着手できること (リモート/電話等を含む)。

イ オンサイト対応が必要な場合の着手条件 (時間帯、休日、部品手配) 及び目標復旧の考え方を明記すること。

12 納入・設置

(1) 受注者は、搬入・設置にあたり、事前に発注者と日程を調整し、窓口業務に支障がないよう配慮すること。

(2) 設置完了後、受注者は発注者の立会いのもと動作確認を行い、正常に稼働することを確認すること。

(3) 搬入・設置に伴い発生した梱包材等の廃棄物は、受注者の責任において処理すること。

13 検査

発注者立会いのもと、次の事項について確認し、合格をもって検査完了とする。

(1) POS レジシステムに係る検査

ア 現金会計が行えること (入金、釣銭額の算出、レシート印字)

イ 締め処理 (精算相当) 及び仮締め (仮精算相当) ができること

ウ 取引記録及び集計データを CSV 等で出力できること

エ 売上データの日次抽出及び LGWAN 環境への移送が、提案書に記載された方法で実施できること

オ バーコード読み取りができること (eLTAX 及び eL-QR への拡張対応が可能な構成であることを確認する)

カ インボイス対応の印字設定が可能であること

(2) キャッシュレス決済端末に係る検査

ア クレジットカード、電子マネー、QR/バーコード決済による決済処理が行えること

イ POS レジシステムとの連携 (金額連携、決済結果反映) が正常に動作すること

ウ 決済に係るレシート (利用控え) が印字できること

(3) 連携に係る検査

POS レジシステムとキャッシュレス決済端末の連携資料 (第 5 (6)) が提出されていること

※キャッシュレス決済端末のサービス開始が POS レジシステムと異なる場合は、それぞれの検査時期を分けることができる。

14 提案価格及び見積内訳

(1) 提案価格

提案価格は、次の見積書（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

ア 導入費用（初期費用） ※指定様式

イ ランニングコスト（月額費用） ※指定様式

ウ 決済手数料の料率一覧（第5(10)） ※任意様式

※本業務は初年度契約（契約A）及び次年度以降契約（契約B）の2契約により構成する。

(2) ランニングコストの金額保証

ア 提案書に記載されたランニングコストについては、契約期間中、提示金額を保証すること。ただし、世界情勢の変動、急激な為替変動、法制度の改正、その他受注者の責に帰すことができないやむを得ない事由により、提示金額の維持が著しく困難となった場合は、この限りでない。

イ 前項に該当する事由が生じた場合は、受注者は速やかに発注者に報告し、発注者と受注者が協議のうえ、金額の見直しについて決定するものとする。

(3) 見積内訳書

選定された事業者は、契約締結に際し、次の内訳が分かる見積内訳書を発注者に提出すること（様式任意）。

ア 導入費用（機器、設置設定、研修、初年度設定等）

① POSレジシステム分

② キャッシュレス決済端末分

イ ランニングコスト（保守、サポート、ライセンス、利用料等）

① 令和8年度分（令和8年11月-令和9年3月）

② 令和9年度-令和12年度分

ウ 月額単価、数量、算定根拠（値上げ条件の有無を含む）が分かる記載とすること

エ 共同提案により受託した場合、または複数の事業者が業務を分担して受託する場合は、上記内訳に加え、どの業務をどの事業者が受託するかが分かるように記載すること。初年度契約（契約A）は以下の3区分に分かれるため、それぞれの金額が分かるよう記載すること。

① POSレジの導入及び保守運用業務

② キャッシュレス決済端末の導入及び保守運用業務

③ 指定納付受託業務

15 契約期間及び支払方法

(1) 初年度契約（契約A）

ア 契約種別：委託契約

イ 対象範囲：導入費用（機器提供、設置、設定、研修等）及び令和8年度のランニングコスト（令和8年11月-令和9年3月）

ウ 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

エ 支払方法：導入・設置・検査合格後に支払う。

(2) 次年度以降契約（契約B）

ア 契約種別：長期継続契約（委託契約）

イ 対象範囲：令和9年度から令和12年度までのランニングコスト4年分（令和9年4月-令和13年3月）

ウ 契約期間：令和9年4月1日から令和13年3月31日まで（4年間）

エ 支払方法：年払いや半年払いとする。

※決済手数料の支払は、上記の契約A・Bとは別に、決済事業者との取決めに基づき本市が支払う。

16 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行に際して個人情報を取り扱う場合は、別に定める個人情報取扱特記事項を遵守すること。

17 権利帰属

(1) 本業務の履行により生じた取引データ、集計データ、設定情報等は、発注者に帰属する。

(2) 本システムに搭載されるソフトウェアの著作権その他の知的財産権は、当該ソフトウェアの権利者に帰属する。ただし、発注者は契約期間中及び契約終了後の移行に必要な範囲で、当該ソフトウェアの利用に関する権利を有する。

- (3) 契約終了時のデータ移行（エクスポート等）に受注者の協力が必要な場合は、合理的な範囲で協力すること。

18 契約不適合責任

納品物について仕様との不一致が発見された場合、受注者は当該不一致を修補すること。ただし、修補の請求は検査完了後 12 か月以内に発注者から請求された場合に限る。

19 提出資料

(1) 提案時の提出資料

プロポーザルに参加する事業者は、提案書等として以下の内容を含む資料を提出すること（見積書以外の様式は任意とする）。

ア 機器構成

- ① 型番、数量、構成図、カタログ

イ システム機能に関する事項

- ① 取消・返品等の処理の可否・制約（第 5（1）ウ）
- ② データ保存期間の制限と代替策（第 5（2）エ）
- ③ 売上データの抽出・移送方法（第 5（3）エ・オ）
- ④ POS とキャッシュレス決済端末の連携方式・可否（第 5（6））
- ⑤ 対応する決済手段の一覧（第 5（7）イ）
- ⑥ 総額入金方式への対応状況及び代替方式（第 5（8）イ）
- ⑦ 入金サイクル（第 5（8）ウ）
- ⑧ eLTAX・eL-QR の拡張対応の可否・条件（第 5（11）・第 5（12））

ウ 機器に関する事項

- ① キャッシュドローアの鍵管理方法（第 6（2）エ）
- ② 決済端末の通信障害時の代替運用（第 6（3）エ）

エ セキュリティ・運用に関する事項

- ① データバックアップ方法（第 7（5）ア）
- ② 保守体制（問い合わせ窓口、対応手段、オンサイト可否等）
- ③ オンサイト対応の着手条件、目標復旧の考え方（第 11（2）イ）

オ 設置・ネットワークに関する事項

- ① 設置方法の提案（第 8（2））
- ② 必要電源容量（第 8（3））
- ③ ネットワーク接続構成の概要（第 8（4））

※詳細な構成図は契約締結後に提出

カ 見積書及び関連資料

- ① 提案価格（見積書）（第 14（1））

(2) 契約締結後の提出資料

選定された事業者は、契約締結後速やかに、以下の資料を発注者に提出すること（様式任意）。

ア 機器構成表（型番、数量、構成図）及びカタログ（詳細版）

イ 仕様適合表（本仕様書の各項目に対する適合状況）

ウ 保守体制資料（詳細版）

エ セキュリティ対策資料（第 7 章に対する対応方針の詳細）

オ 見積内訳書（第 14（3））

カ ネットワーク構成図（第 8（4）オ） ※設置前に提出し、発注者の承認を得ること

キ キャッシュレス決済端末のサービス開始時期の見通し（第 4（3））

ク 加盟店審査に要する期間の見通し（第 5（9）イ）

ケ OS サポート期限及び保守方針（第 6（1）エ）

コ OS セキュリティ更新方針・ウイルス対策方針（第 7（3））

※仕様適合表の内容が本仕様書の要件を満たさない場合は、発注者は受注者と協議のうえ、必要な対応を求めることがある。

20 その他

本仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。